

第5回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和6年8月6日(火) 9時25分～11時37分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 前田労働基準部長、中塚賃金室長

市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議 事

(1) 金額審議

(2) その他

5 議事内容

○市村賃金室長補佐 それでは、ただ今から第5回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会の成立について確認いたします。本日は、労働者を代表する山下委員が欠席です。委員9名のうち8名が出席いただいております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本日の専門部会は公開しておりまして、5名の傍聴人がお見えになっております。傍聴者の方々には、受付でお渡ししております遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の専門部会の進行を部会長をお願いいたします。

○佐藤部会長 おはようございます。それでは、第5回目を始めたいと思います。

前回、第4回の専門部会までですが、少し歩み寄っていただきまして、労働者側が1,000円、そして使用者側が945円ということで、今のところ、金額を御提示いただいております。依然として、まだ55円という大きな開きがありますので、今日は少し、また歩み寄っていただけることを期待いたしております。

では、恒例ではございますが、私と労働者側代表の河村委員、そして使用者側代表の西村委員とで、本日の専門部会の進め方について協議をさせていただきたいと思います。10分程度いただきたいと思います。

では、会場の御用意をお願いします。

10分程度休会いたします。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせいたしました。それでは、再開いたしたいと思います。

ただ今、協議をさせていただきました。異例ではあるのですけれども、本日は、まず、労使で協議をしていただきたいと思います。時間は20分取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、会場の準備をお願いします。では、休会いたします。

〔労側・使側協議〕

○佐藤部会長 では、皆様お戻りになりましたので、再開したいと思いますが、簡単にお聞きしますが、一致点は見つかりましたでしょうか。

○河村委員 見つかっていません。

○佐藤部会長 見つかっていないということなので、現状でかなり金額の開きもありますし、一致点も見つからないということなので、また、公益委員の方でお話を聞かせていただいて、その上で、労働者側、使用者側、それぞれ話合いをしていただいた上で、また、金額の御提示というふうにしていきたいと思います。では、使用者側から先にお話を伺いたいと思います。どれぐらいお時間は必要ですか。

○西村委員 10分で行きましょう。

○河村委員 その間、労働者側でも協議させてもらいたいのですが。

○佐藤部会長 そうしましたら、公使の協議の間に、労働者側は協議をしてください。その後、公労の協議の間には、使用者側で協議をしていただいて、その後、本日の金額御提示というふうにしたいと思います。

では、会場の御用意をお願いします。

その間休会とします。

〔公益・使側協議〕〔労側協議〕

〔公益・労側協議〕〔使側協議〕

○佐藤部会長 大変お待たせいたしました。再開したいと思います。

本日は先に労働者側、使用者側、双方で協議していただいて、その後、公益と使用者側が協議している間に労働者側で協議していただいて、今、公益と労働者側が協議している間に使用者側で協議をしていただきました。本日、開始の時点では、使用者側が945円、つまり昨年よりも45円プラスということです。労働者側が1,000円ということで、現行の900円に100円積んだ形ということで金額を提示していただいて、差額は55円ということでありました。本日は、まず公益との協議をいたしまして、その後、各側で協議をしていただいたと思いますので、その結果についてお知らせいただきたいと思えます。

では、まず、使用者側からお願いいたします。

○西村委員 使用者側の見解を申し上げます。

結論から申し上げますと、金額の変更はなく、45円ということでございます。我々の主張を簡単に御説明させていただきます。

中央最低賃金審議会の目安額は公労使による真摯な審議の結果であり、尊重すべきだと認識をしております。本年度の最低賃金引上げの必要性を審議する中で、公益委員が最低賃金法第9条第2項の3要素のうち、消費者物価の上昇を捉えて、特に労働者の生計費を重視した点については理解できます。また、従来であれば、持家の帰属家賃を除く総合の消費者物価指数の平均3.2%を参考とするところ、令和6年度の公益委員の見解では頻繁に購入する品目の平均5.4%も併記されており、生活実感を配慮した審議が行われたものと理解をしております。

しかしながら、令和6年6月に内閣府が公表した経済財政運営と改革の基本方針2024の中で、賃上げの促進、最低賃金について、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標のより早期の達成、方針が示されており、中央最低賃金審議会の審議においてもこの点を配意して行われたというふうにされておりますが、実現に向けた具体的な施策や実現可能性の総合的な検証が先送りされており、なし崩し的に数値だけが先行し、曖昧な議論になっているというふうに感じています。加えて、今回の目安額は、A、

B、Cランクが同額の提示とされており、中小企業、小規模事業者の賃金支払能力の実情を軽視したものであり、いまだ地方経済が活発でない地域にとっては、経営への影響が甚大で容認できないものと考えております。

2番目に、賃金については、昨年につき、春季労使交渉の中で、中小企業を含め、多くの企業が大幅な賃上げを実施してはいるものの、県内の人手不足を背景として、人材確保、定着のために、業績の改善が見られない中で、経営体力以上の賃上げをする自己防衛的な賃上げを行った中小企業、小規模事業者が一定程度存在することを考慮すべきです。

最後に、通常の事業の賃金支払能力については、県下の中小企業、小規模事業者の多くは、自社に価格決定権がない、あるいは価格転嫁のルールがないなど、価格転嫁の意向はあるものの、実現できずに、価格転嫁が進んでいない状況があり、賃上げの原資となる企業収益の確保が困難であることにも留意しなければなりません。最低賃金の大幅な引上げとなれば、県内の中小企業、小規模事業者が経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねて、廃業、倒産の増加が懸念されるものです。

結論として、5%の物価上昇による貨幣価値の低下を補填するということを根拠にした45円の引上げというものが妥当であるというふうに考えております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

使用者側は945円のままが御提示額ということになりました。

では、対して、労働者側、お願いいたします。

○河村委員 まず、本来であれば、使用者側からも歩み寄っていただき、労働者側も歩み寄るという形であろうかと思えますけれども、公益委員から、目安に対しても労働者側の提示額が高いということと、その差が大きいということも御指摘を頂いておりますので、再度、金額の提示をさせていただきたいと思えます。

ただ、我々、労働者側としては大前提として、そもそもの基本的な考え方でもお話をしましたけれども、この最低賃金というのは憲法第25条の生存権、そして最低賃金法の第1条の目的に沿って考えれば、労働者、生活者のセーフティーネットとしての最低賃金であるということを踏まえ、労働者側が指標として使っております連合のリビングウェッジでは、鳥取の場合は1,050円ということになりますけれども、その額が目指すべき水準であるということに変わりはないということは申し上げておきたいと思えます。

その上で、そうはいつでも、この最低賃金の審議を前に進めていく必要がございますので、改めて、なかなか根拠を見いだすことは難しいのですけれども、改めて御提示をさせて

いただくとすれば、このセーフティーネットである連合のリビングウェッジ1,050円を2年間で達成をするということであれば、150円の提示でしたので、半分の75円という考え方もございます。

もう一つ、この2024春闘で連合鳥取が賃上げをした実績です。それは先日もマスコミにも公表した数字が、1万1,850円ですので、その賃上げの実績の額を鳥取県の標準の年間の労働時間167.2時間、これで割りますと70.87円ということになります。したがって、71円ということになります。我々としては、組織労働者の賃上げ実績というのがこの1万1,850円ということになります。それを最低賃金適用の労働者に当てはめると、率としては高いのではないかと思われる部分もあろうかと思いますが、そこはあえて、率ではなく、額ということで、我々、組織労働者が未組織労働者への波及をさせていくと、賃金を波及させていくと、そういった意味も込めて、あえて額でということで、71円ということですから、先ほど言いました75円と71円、根拠としてはあるわけですが、できるだけ歩み寄りをするということもございますので、今回、71円の引上げということで御提示をさせていただきたいと思っております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、労働者側から御提示いただいた増額が71円ということで、971円という金額を御提示いただきました。

それでは、この金額の御提示を受けて、労使双方で何か御意見のある方はぜひこの機会に御発言いただきたいと思っております。使用者側、労働者側もよろしいですか。

(なし)

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、まだ、945円と971円で金額差は大きいですが、本日、審議は尽くしたと思っておりますので、また次回、この額差が埋まるような話合いが持てればと思っております。

では、金額審議については以上とさせていただきたいと思っております。

では、議事の2番目、その他、お願いいたします。

○市村賃金室長補佐 今後の専門部会ですけど、第6回鳥取県最低賃金専門部会は8月8日木曜日の9時30分からこの会議室にて開催いたします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、次回、明後日、8月8日となりますので、できればこの日に金額の一致が見られ

ればいいと考えております。

では、本日はこれにて終わりたいと思います。どうもありがとうございました。